

大阪府立国際教育学校の 指定管理法人の評価について

令和8年6月

大阪府教育庁

教育振興室 高校改革課

目 次

1	評価の目的	1
2	評価の流れ	1
3	評価の段階	1
4	評価の方法	2
	（1）評価資料	
	（2）評価方法	
	①評価方法	
	②評価基準項目の評価	
	③総括評価	
	④年度評価	
	⑤総合評価	
5	評価結果の活用	3
	（1）対応方針策定、指定管理法人への指摘・提言	
	（2）評価結果の公表	
	（3）次年度事業計画への反映等	
	（4）改善方策の進捗状況の把握	
6	スケジュール	4
	（1）令和8年度	
	（2）令和9年度	

1 評価の目的

公設民営である大阪府立国際教育学校のより一層の教育内容の充実を図る観点から、指定管理法人による学校運営の質の維持・向上を行うことが必要である。

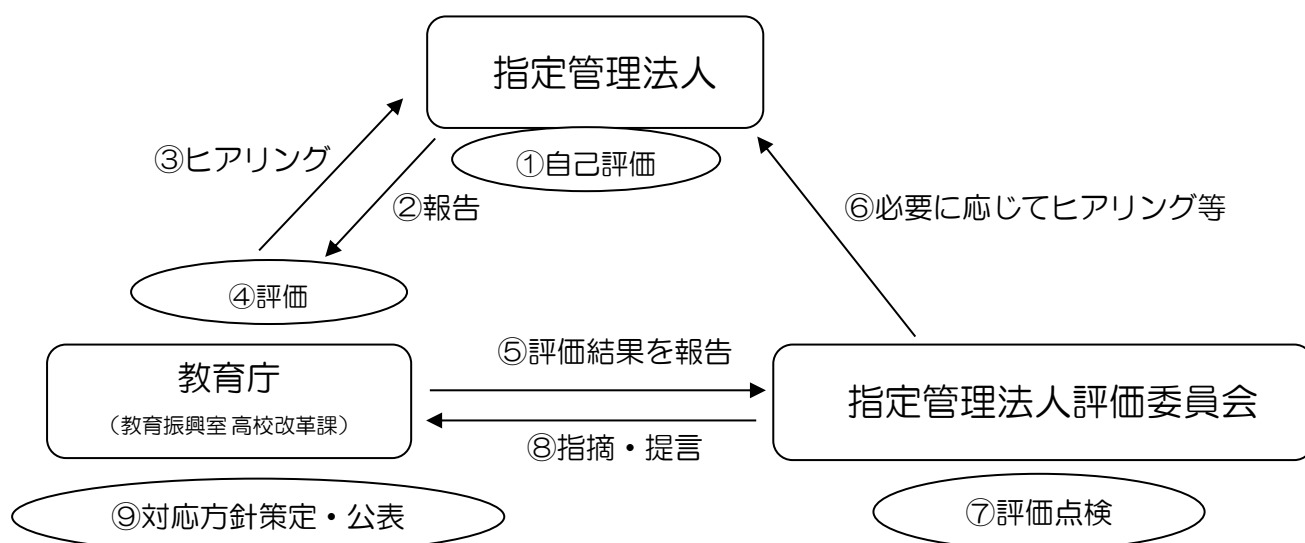
このため、外部有識者による指定管理法人評価委員会（以下「評価委員会」という）を設置し、モニタリングを実施することにより、府と指定管理法人が業務について点検・評価を行い、その内容をフィードバックすることで、大阪府立国際教育学校の一層の教育内容の充実につなげていく。

2 評価の流れ

教育庁は、指定管理法人の自己評価結果をもとに指定管理法人へヒアリングを行い、各評価項目の評価を行う。

教育庁は、評価委員会にて評価を報告。評価委員会は、必要に応じて指定管理法人に対するヒアリングや現地視察を行うなど、各評価項目について点検・調査・審議を行い、指摘・提言を行う。

その後、教育庁は対応方針を策定し、公表する。



3 評価の段階

- ①指定管理法人による自己評価
- ②高校改革課による評価
- ③評価委員会による点検及び提言

4 評価の方法

(1) 評価資料

指定管理法人管理運営業務評価票（以下「評価票」という。）

（評価項目、評価基準、指定管理法人の自己評価、教育庁の評価、評価委員会の提言）

(2) 評価方法

① 評価方法

指定管理法人から提出のあった自己評価票及び指定管理法人へのヒアリング等に基づき、評価票の評価基準項目及び総括の評価について、下のとおり4段階で評価する。

- S 優良：評価基準以上の実施状況が認められるもの
- A 良好：評価基準どおりの実施状況が認められるもの
- B ほぼ良好：ほぼ評価基準どおりの実施状況が認められるもの
- C 要改善：評価基準どおりの実施が認められないもの

② 評価基準項目の評価

評価基準の1項目を4点満点（4点：S 優良、3点：A 良好、2点：B ほぼ良好、1点：C 要改善）で評価する。

③ 総括評価

各評価項目の総括評価は、②の評価（4点：S 優良、3点：A 良好、2点：B ほぼ良好、1点：C 要改善）に応じて、表1のとおり評価する。

【例】評価項目が2つで、(1)はS(4点)、(2)はB(2点)の場合

評価項目数2：8点満点 $4 + 2 = 6$ 点 ⇒ 総括評価 A 良好

【表1】

評価基準項目数	点数	得点			
		S優良	A良好	Bほぼ良好	C要改善
1	4	4	3	2	1
2	8	8～7	6～5	4～3	2
3	12	12～11	10～8	7～5	4～3
4	16	16～14	13～10	9～6	5～4
5	20	20～18	17～13	12～9	8～5
6	24	24～21	20～15	14～10	9～6
7	28	28～25	24～18	17～12	11～7

④ 年度評価

各総括評価に基づく年度末の評価（年度評価）は、次の4段階評価とする。

- S 項目ごとの総括評価のうち、Sが5割以上で、B・Cがない。
- A 項目ごとの総括評価のうち、Bが2割以下で、Cがない。
- B S・A・C以外
- C 項目ごとの総括評価のうち、Cが3割以上。又は、Cが3割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

⑤ 総合評価

大阪府立水都国際中学校及び高等学校指定管理法人業務基本協定書の第41条第4項の「甲は、指定管理期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況とを踏まえた総合評価を行い、指定管理法人評価委員会に報告する。」との規定に基づき、各年度評価及び改善指導・是正指示の状況をもとに4段階評価を行う。

- I 評価対象期間の年度評価において、Sが5割以上で、B・Cがない。
- II 評価対象期間の年度評価において、Bが3割未満で、Cがない。
- III I・II・IV以外
- IV 評価対象期間の年度評価において、Cが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に改善傾向が認められる場合を除く。

5 評価結果の活用

（1）対応方針の策定、指定管理法人への指摘・提言（教育庁）

評価委員会の提言を踏まえ、対応方針を策定し、指定管理法人へ指摘、提言等を行い、より一層の運営改善を促す。

（2）評価結果等の公表（教育庁）

評価結果及び対応方針について、府のホームページに掲載する。

（3）次年度計画への反映等（指定管理法人）

指摘、提言のあった事項の改善に向けて、次年度の事業計画に反映するとともに、評価結果がC（要改善）の項目についてはその改善に努める。

（4）改善方策の進捗状況の把握（教育庁）

指摘、提言事項及び評価結果がC（要改善）項目について、翌年度5月末までに、指定管理法人へヒアリング等を行い、進捗状況を把握する。

6 スケジュール

(1) 令和8年度 ※第1期後半評価委員会

時 期	内 容
4月	・新評価委員への委員委嘱（委嘱期間令和8年度～令和10年度）
5月	・令和7年度の指摘、提言事項の進捗状況をヒアリング
6月	・第1回評価委員会：令和7年度事業報告、評価方法・評価基準等の承認
9月	・指定管理法人による自己評価
10月	・指定管理法人へのヒアリング ・教育庁による評価
12月	・第2回評価委員会：評価結果の点検（指摘・提言）
1月	・教育庁が対応方針を策定、指定管理法人へ指摘・提言 ・指定管理法人が令和9年度事業計画を策定
3月	・教育庁が評価結果及び対応方針を公表

(2) 令和9年度

時 期	内 容
5月	・令和8年度の指摘、提言事項の進捗状況をヒアリング
6月	・第1回評価委員会：令和8年度事業報告、評価方法・評価基準等の承認
9月	・指定管理法人による自己評価
10月	・指定管理法人へのヒアリング ・教育庁による評価
12月	・第2回評価委員会：評価結果の点検（指摘・提言）
1月	・教育庁が対応方針を策定、指定管理法人へ指摘・提言 ・指定管理法人が令和10年度事業計画を策定
3月	・教育庁が評価結果及び対応方針を公表